

## 【別紙 14】災害時における避難所等の開設及び運営について

### 災害時における避難所等の開設及び運営について

#### 1. 災害時対策

事業者は、「神戸市地域防災計画」に基づき、神戸市の設置する区災害対策本部（以下「区本部」という。）の指示に従い、避難所等の開設及び運営に施設管理者として神戸市に協力しなければならない。事業者は、緊急事態発生時の緊急連絡網を作成するとともに、緊急時の連絡先等をあらかじめ神戸市に報告するものとする。

#### 2. 避難所等の開設等

事業者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、神戸市が本施設を避難所等として使用する場合、区本部の指示に従い避難所等を開設するものとする。事業者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難情報が発令される前に本施設に自主的に避難する者がある場合、速やかに区本部へ報告するものとする。

#### 3. 避難所等の運営への協力

事業者は、神戸市が本施設を避難所等として使用する場合、双方協議のうえ、避難所等の運営に協力するものとする。

#### 4. 一部の業務実施の免除等

避難所等の開設及び運営への協力により施設の通常利用の制限を伴う場合、事業者は避難所等の開設及び運営への協力により影響を受ける限度において本施設の管理運営業務を実施する義務を免れるものとする。

避難所等の開設及び運営への協力により施設の通常利用の制限を伴う場合のサービス購入料の減額及び損失の補填については、双方で協議することとする。事業者は、避難所等の開設及び運営への協力に係る業務内容及び経費について、神戸市に書面をもって適宜報告するものとする。避難所等の開設及び運営への協力によって発生した光熱水費・人件費などの必要経費については、合理性が認められる範囲において、神戸市が費用負担することを原則として、双方協議により決定するものとする。